

I：生活困窮者等へ支援活動を行っている団体に対する助成募集要項

公益財団法人 清心内海塾

1. 趣旨

安心・安全な国づくりの原点は、安定的な経済活動の中であって営まれるものと思います。昨年来のコロナ禍の影響で、働く機会を失い生活が困窮した人が増大しています。このような背景にあつて、生活苦からの家庭内暴力や児童虐待といった負の連鎖に繋がるケースも少なくありません。

このような方々（以下「生活困窮者等」という。）に対して、国又は地方公共団体等は各種の支援を行っておりますが、少しでも早く支援が届くことが重要であると考えます。

当財団法人では、このような認識のもと、生活困窮者等へ支援活動を行っている団体または施設（以下「団体等」という。）に対して、少しでもより充実した支援の助力となるよう助成することとします。

2. 助成の対象及び期間

生活困窮者等を支援する団体等

令和3年8月～令和4年3月

3. 助成の内容等

- (1) 一人親家庭等へ生活支援を行っている団体等に対して、生活関連物資等に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (2) 児童養護施設等にあつては、国、地方公共団体又はその他の団体からの各種支援では賄いきれない生活関連物資等に係る費用、また、入所している児童において精神的なケアを行う必要があり、専門的な知識を有するカウンセラーなど外部有識者の招聘に要する費用が生じる場合には、当財団法人が必要な費用を負担する方法で助成します。
- (3) 生活困窮者等に既に生活支援・就労支援・学習支援等を行っている団体等に対して、支援に必要な物資等の調達に係る費用を当財団法人が負担する方法で助成します。
- (4) 上記の助成については、複数件を申請することも可とします。なお、選考の結果、不採用となる場合があります。

4. 申請手続等

- (1) 所定の申請書に記入の上、期日までに当財団法人までFAX又はメールにて送付

願います。当財団法人にて選考を行います。

(2) 申請書は当財団法人のホームページからダウンロードできます。

(3) 外部有識者の招聘にあつては、その方の名前、カウンセリング等の内容、招聘時期、所要時間、時間単価等を明記してください。

5. 募集期間

令和3年6月18日から令和3年7月9日まで

6. 選考方法

申請書を当財団法人にて審議し、次の着眼点により選考します。

- (1) 公益性を有するもの
- (2) 社会的要請が高いもの
- (3) 当財団法人の目的と合致するもの
- (4) 助成の効果が継続的であるもの
- (5) 助成の効果が分かりやすく大きいもの
- (6) 助成先に特別の利益を与えるものではないこと

7. 選考結果の通知と助成の実施

選考結果が決まり次第、応募いただいた団体にFAXまたはメールで連絡し、選考された団体に対しては助成を行います。

なお、選考された団体名等は、当財団法人のホームページに掲載させていただきます。

8. 申請内容の変更について

提出した申請内容に変更が生じた場合は、その旨速やかに事務局に連絡してください。変更の内容によっては助成の交付決定を取り消し、助成された物品および助成金の返還を求めることがあります。

9. 留意事項

- (1) 申請内容を確認するために、当財団法人から照会する場合がありますので、担当者名を明記してください。
- (2) 本件申請が採用となった団体については、助成の具体的な実施方法、実施時期等について、別途協議させていただきます。
- (3) 助成の実施までには、一定期間を要することから、外部有識者の招聘にあつては、希望する招聘時期に特に留意してください。
- (4) 助成の実施に当たっては、当財団法人からの助成である旨の表示をお願いする場合があります。当財団法人のホームページに助成対象事業の記事や写真を掲載させていただく場合があります。

(5) 助成の進捗については、別に定める様式に従った報告書を2度ご提出いただきます。
中間報告を令和3年12月末までに、完了報告を令和4年3月末までにご提出ください。
不適切な用途があった場合は助成金の返還を求めます。

以上

(問い合わせ先・申請先)

公益財団法人 清心内海塾 事務局 助成係 (担当:小田)

〒144-0043 東京都大田区羽田 5 丁目 3 番 1 号 スカイプラザオフィス 10 階

電話 03-6423-9316、FAX 03-6423-6016

E-mail u-info@s-utsumijuku.or.jp、ホームページ <https://www.s-utsumijuku.or.jp>